

令和7年10月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和7年10月30日（木）午後1時30分から午後5時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 23人

1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	松田 和久	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	御子柴清市	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
17番	濱 博	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	23番	二村 喜子
24番	上條信太郎	25番	山田 久子
26番	村山さえ子		

(2) 推進委員 14人

推1番	原 弥生	推2番	小笠原鉄夫
推4番	古家 豊和	推5番	百瀬 文仁
推8番	石川 克彦	推9番	横山 竜大
推10番	手塚 稔幸	推11番	中野 浩史
推12番	横山 泰治	推13番	清水 麻未
推14番	原口 知明	推15番	平林 章司
推16番	丸山 貴久	推18番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 3人

18番	齋藤 勝幸	19番	奥原 邦義
22番	古畑 英俊		

(2) 推進委員 4人

推3番	梶原 知子	推6番	赤羽 武史
推7番	上杉 壽和	推17番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件

……………（議案第137号～第143号）

イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第144号）

ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件

……………（議案第145号～第153号）

エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第154号）

オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件
..... (議案第155号~第161号)

カ 市民農園区域の変更について..... (議案第162号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

- ア 松本農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) の変更について (令和7年8月受付分)
- イ 松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方について
- ウ 令和7年度利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について
- エ 令和7年度農業者年金加入推進活動について
- オ 農業委員会だよりの配布方法について

(2) 報告事項

- ア スマート農業に関するアンケート調査の実施について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		//	局長補佐	上條 仁
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	木下 麻美
		//	主 事	丸山 裕子
		農 政 課	課長補佐	田中 治
		//	課長補佐	川村 昌寛
		//	主 査	望月 優
		議会事務局	次長補佐	中田 雅基
		松本農業農村支援センター	主 査	山戸 香織

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 6番 久保 節夫 委員
7番 松田 和久 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めます。
初めに、議案第137号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。
議案は別冊資料になりますので、準備ください。
それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員の方から説明を求めます。
倉科委員。

倉科農業委員 それでは、〇〇さんですけれども、この会社は、梓川俊在住の〇〇さんが設立されたものでありまして、会社にしたので、今回新規就農ということで上がってきております。
〇〇さんご自身は水稻の栽培20町歩弱ほどされておりまして、地域の担い手として活躍されています。〇〇と〇〇関係の仕事を法人の業務として掲げられておりまして、法人名もそれに合わせたというふうにおっしゃってございました。今後とも地域の担い手の一人として大いに期待しているところでございます。

議長 続きまして、事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊資料1ページから4ページになります。ご覧ください。
議案第137号、合計のみ申し上げます。
4ページご覧ください。
4ページ、筆数176筆、貸付人111名、借受人70名、権利設定面積26万5,136.60平米となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員から意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、議案の採決については農業委員の方を対象に行います。

議案第137号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第138号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。
本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限により松尾委員には退室を求めます。

(松尾農業委員 退席)

議長 事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、5ページをお願いいたします。5ページの上段になります。
議案第138号、合計のみ申し上げます。
筆数3筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積2,393平米となります。
以上です。

議長 ただいま説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第138号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
松尾委員の入室を求めます。

(松尾農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第139号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も委員に関係する案件になります

ので、河西委員には退室を求めます。

(河西農業委員 退席)

議 長 事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 同じく5ページとなります。5ページの中段、議案第139号、合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積2,303平米となります。

以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。

議案第139号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
河西委員の入室を求めます。

(河西農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第140号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も同様、濱委員には退室を求めます。

(濱農業委員 退席)

議 長 事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 5 ページ下段をお願いいたします。
議案第140号、合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付人1名、借受人1名、権利設定面積968平米となります。
以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第140号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
濱委員の入室を求めます。

(濱農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第141号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程しますが、本件も同様、山田委員には退室を求め
ます。

(山田農業委員 退席)

議 長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 続きまして、6 ページをお願いします。
議案第141号、6 ページの上段になります。合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付人2名、借受人1名、権利設定面積7,170平米となり
ます。
以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、集約します。
議案第141号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
山田委員の入室を求めます。

(山田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第142号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、同様に、丸山委員の退室を求めます。

(丸山農業委員 退席)

議長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 同じく6ページとなります。
議案第142号、合計のみ申し上げます。
筆数25筆、貸付人14名、借受人1名、権利設定面積3万4,162平米です。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第142号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
丸山委員の入室を求めます。

(丸山農業委員 入室)

議長 続きます、議案第143号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程しますが、本件も同様、倉科委員には退室を求めます。

(倉科農業委員 退席)

議長 事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、7ページ、議案第143号の説明をします。合計のみ申し上げます。
筆数10筆、貸付人6名、借受人1名、権利設定面積2万2,128平米となります。
以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、集約します。
議案第143号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
倉科委員の入室を求めます。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きます、議案第144号 所有権移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程します。
事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、8ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
件数2件、筆数2筆、合計面積6,902平米となります。
以上です。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第144号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第145号から153号 農地法第3条の規定による許
可申請許可の件、9件について上程します。
本冊をご覧ください。
それでは、事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、資料1ページをご覧ください。併せまして、本日お配りしてあ
ります農地法第3条の位置図資料、今後、4条、5条の位置図資料もこち
らに添付されてありますので、位置図等はこちらをご覧ください。
それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第145号から147号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転
するものです。
議案第148号と149号は、新規就農のため所有権を移転するものです。
2ページをお願いいたします。
2ページ、議案第150号は、実際の耕作者に所有権を移転するものです。
議案第151号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第152号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第153号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
以上9件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許
可要件の全てを満たしていると考えます。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
145号、松尾委員。

松尾農業委員 145号ですね、〇〇番は、今現在、豆、転作しまして大豆を作っているところ、それから〇〇番、これは水田、これを移転すると、売買するということですね。〇〇さん、ご主人が亡くなりまして、耕作できないということで、〇〇のほうに権利移転するということです。何ら問題はないというふうに考えます。
以上です。

議 長 続きまして、146号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 この土地ですけれども、〇〇さんのすぐ家の近くです。譲渡人の和田の〇〇さんはそこが耕作できないようです。現場のほうを、見てきたのですけれども、保全管理だけして、活用がされてないという状況ですので、〇〇さんが購入して活用すれば、そこに意義が出るんじゃないかと思いません。
以上です。

議 長 続きまして、147号、河西委員。

河西農業委員 住宅地に囲まれた畑です。譲渡人の〇〇さんが高齢のため、所有権を移転する案件です。特に問題ないと思います。

議 長 続きまして、148号、丸山委員。

丸山農業委員 148号ですが、新規就農ということで、〇〇さん夫婦が奥さんの実家の〇〇さんが所有している土地を取得して作付けをしたいということで話がありました。それで、10月11日に農地で話を聞かせてもらったのですが、実際には〇〇、要するに〇〇さんが物を作っていて、その後、〇〇さん高齢のために作れないということですので、〇〇さん夫婦が〇〇さんの指導の下、作付けをしていくということ。道具、要するに農機具等については、〇〇さんの家のほうにあるものを使用します。現在、譲家人は〇〇に住んでいますが、数年後には近くに家を建てる予定があるということで聞いています。特に問題ないと思います。

議 長 続きまして、149号、久保委員。

久保農業委員 〇〇に住んでいます〇〇さんが〇〇さんの古民家を購入して、その周りにある農地で自家用野菜をやるということですので、何ら問題はありません。

議 長 続きまして、150号から152号まで倉科委員。

倉科農業委員

150号ですけれども、〇〇さんが農地3筆、6,165平米を〇〇であります〇〇から特定遺贈により所有権移転を行うものです。場所は〇〇地区の集落内にある農地で、〇〇さんのご自宅は今回の農地に隣接しております。〇〇あります〇〇さんが亡くなられたため、〇〇が実行され、〇〇さんがこれを譲り受けるということになっておりまして、〇〇さんは〇〇の〇〇の夫に当たる方で、これまでの耕作者でもあります。よって、特段の問題はないため、許可は適当と考えております。

続いて、151号ですけれども、〇〇さんが農地2筆、1,692平米を〇〇さんから贈与により所有権移転を行うものです。場所は〇〇地区、8月の移動農業委員会で現地を見ていただいた〇〇という〇〇のところから東へ400メートルほど下った集落内の農地です。〇〇さんは波田在住ですけれども、隣接する宅地が実家で、地続きの農地ではリンゴを栽培して、こちらへ通って来ております。〇〇さんのリンゴ畑もこれまで〇〇さんが耕作されておりまして、今回贈与で渡したいということで申請が上がってきたものです。特段問題ないため、許可は適当と考えております。

続いて、152号ですけれども、〇〇さんが農地2筆、900平米を〇〇であります〇〇から売買により所有権移転を行う内容です。場所は〇〇地区、こちらも8月の移動農業委員会で現地を皆さんに歩いていただいた道路がありますけれども、あの通り沿いにあります。〇〇さんが宅地を購入することになりまして、隣接する所有者が同じ人の農地も併せて購入ということになりまして、今回の申請です。自家消費の家庭菜園でありまして、面積的には適当であると考えております。なお、本人には猿の被害がある地域であるため、防護柵の設置など、町会の役員にもよく相談されるよう助言させていただきました。

以上です。

議 長

続きまして、153号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員

153号につきまして、〇〇さんはもうお年でありまして、耕作できないということで、その畑の横を今年の春、〇〇さんが農地法第3条で農地を取得したってということで、その地続きって形になります。〇〇さんは今、規模をどんどん拡大しておりますので、問題ないかと思えます。

議 長

続きまして、全体を通じまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、9件について、一括して集約します。

農業委員に伺いますが、議案第145号から153号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。
続きまして、議案第154号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、
1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件、説明いたします。
議案第154号、転用目的は住宅敷地（駐車場）です。こちら、やむを得
ないものとして追認申請となっております。
こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願
いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。松田委員。

松田農業委員 別冊資料の8ページの写真をご覧いただきたいと思いますが、追認
案件ですから、基本的には違反転用ということだと思いますが、この写真
ご覧いただきますように、重機があります。私も現地確認したときには、
ここに仮設トイレもありましたし、残土がかなりの量置いてありました。
少なくとも追認案件ではありますけれども、申請して、まだ承認されてな
い段階でそういった行為を行うことはいかがなものかということで、私は
本来、今日ここでは反対意見を述べるつもりで来ました。先ほどここへ来
るときに現場を見てきました。そうしたら、完全な更地になっていました。
それを今日見越してやったかどうか知りませんが、ですので、私は
やむを得ないものと思います。
この土地は、市道に面して、宅地と、それから荒廃農地に囲まれた土地で
ありますので、ほかの農地に影響を及ぼすような状態ではありませんので、
致し方ないものと判断しました。
以上です。

議長 それでは、現地確認した委員の意見を求めます。柳澤委員。

柳澤農業委員 松田委員の説明のとおりですが、このところは、西向きに撮影か
な。西のほうは、これ、何か竹やぶか何かだったと思うのですし、特に隣

接する農地に悪影響が出るというようなこともなかったもので、やむを得ないというふうに見てきました。

議長 続きまして、推進委員も含めまして全体から意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、1件について集約します。

農業委員に聞きますが、議案第154号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、案件は原案どおり承認することと決定しました。
続きまして、議案第155号から161号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 それでは、5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第155号、転用目的は駐車場です。農振除外済み案件となります。
続きまして、議案第156号、転用目的は境内地です。こちらも農振除外済み案件です。
続いて、議案第157号、転用目的は特定建築条件付土地となります。
続きまして、議案第158号、転用目的、営農型太陽光発電施設の今回は3年に1度の更新の申請となります。
今回の更新に際して、作物の変更があります。3年前、渋柿の営農型太陽光発電施設として申請したものを、今回作物を鉢植えのブルーベリーへの変更となります。

作物の変更と併せて農作業受委託先についても、これまでは〇〇の〇〇に委託をしていましたが、長野県内で営農型太陽光のブルーベリーの栽培を実践している長野県内の〇〇へ営農者も変更となります。農業者は〇〇から通作をされるということです。

農作業についてですが、農地の全面に防草シートを張るということで、草刈りの必要がなくなり、ブルーベリーの鉢の中には保水性の高いピートモスを土壌に交ぜ、落葉樹のチップをまくことで、3日に1度程度のかん水で対応可能とのこと。営農者は3日に1度、月にすると10日程度〇

○から通作をされて来るとのことです。また、収穫期には毎日収穫の必要がありますので、2か月間アルバイトを雇用し、毎日収穫に来られるそうです。

作物の変更の理由としては、令和6年9月までは柿が順調な生育だったものの、令和7年の3月に入り数本の柿が枯れており、知見を有する者の意見によると、原因としては、柿が植栽されている土壌が、表土の下が石と砂が混在しており、土の入替えをしないと、これ以上の柿の設置は難しいとの意見だったそうです。既に営農型太陽光発電施設が設置されていることから、土壌の入替えは現実的ではなく、今回の作物変更の申請と至ったものです。

作物の変更についてですが、松本市でも営農型太陽光発電における作物変更の事例が既にあります。不可能な手続ということではございません。また、一時転用の更新の際に判断基準としてある収量の関係ですが、地域の平均的な単収の2割以上減少していないこと、生産された農作物の品質に著しい劣化が見られなかったという点ですが、渋柿としての初収穫は令和9年を予定しておりましたので、まだ収穫がない状態ですので、収量、品質については判断基準ではないものです。

続きまして、議案第159号、6ページをお願いいたします。転用目的は農家住宅となります。

続きまして、議案第160号、転用目的は駐車場です。こちらは農振の内容変更済み案件となります。

続いて、議案第161号、転用目的は農業用倉庫・農作業所・農業用資材置場です。

以上、これらの案件につきまして、内容は議案書のとおりとなります。

一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、地元委員の意見を求めます。

155号、156号、濱委員。

濱農業委員

155号ですが、位置図資料の写真を見ていただいて、四角く囲ってあるところが該当の土地になりますが、その左奥が○○の○○というか、建屋になります。「北東向きに撮影」って書いてあるところから建屋の右側もずっと奥まで駐車場で、相当広い駐車場取ってあるのですけれども、○○方法の変更というか、開業当時はそんなに車が集まらなかったのですけれども、最近はまだ駐車場目いっぱい、手前の右のほうにちょっと広く写っているアスファルトの道路、たまに車のはみ出してくるような状況になったということで、この囲ったところを従業員用の駐車場ということで隔離すれば、幾らかよくなるということで計画したようです。現在まで地主の○○さんが畑として果樹を植えたり、野菜やったりずっとしてきたところで、この左側の土地は進入路が奥まで取ってある土地に隣接していますので、農地に対しての影響は、駐車場になったとしても、ここは全然ない

土地になります。南側も、道路を挟んで南側に水田がありますけれども、こちらへの影響も、車止められるよりははるかに影響がないので、問題ないかと思えます。

それから、156号ですが、位置図資料をめぐっていただいて、Lの字に白く囲ってありますが、通路側、手前のほうから奥のほうへ伸びている部分が通路として取ってあるところで、面積的には同じように見えますけれども、奥のほうははるかに広い面積となります。その奥のところはちょっと太めのやぶになっている木がございまして、これ、まだ上のほうまでずっと伸びていて、かなりの高いイチョウの木になっておりまして、前の地主の方も、農地半分、ちょうど奥のほうの細長く囲ってある部分ぐらいを、もう隔離して、畑にしなくて、イチョウの葉が落ちたりして、もう何もできないということで、耕作するというよりは、農業資材、機械を置いたり、そういうふうにして使っておりました。それで、ここの土地の方も誰も相続することがないおうちでございまして、相続できないということで、〇〇さんのほうへということで、手間のほうのLで囲った残したところは、以前に〇〇さんの農地ということで移動しておりますけれども、今回のところは、ちょっと耕作条件が非常に悪いということで、〇〇さんも農地じゃなくて〇〇にしちゃうという、そういうことで申請を上げたようです。別段、両方農地に隣接してはおりますけれども、〇〇になって、物を建てるとかそういうことではございませぬので、影響がないと判断しました。

以上です。

議 長

続きまして157号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員

11ページの位置図資料ですけれども、笹賀の〇〇から大体300メートル以内ということで、第3種の農地ということになります。場所的には、〇〇のほうへ行きますと〇〇、〇〇があるということで、この土地については、今回、特定建築条件付の土地ということで、不動産会社で購入して造成するということでもあります。場所的には、水利がない土地で、以前は何人かにいわゆる家庭菜園的に貸していたようなところが見受けられますけれども、所有者が農業を縮小したいという意向もありまして、今回権利移転が決まったということでもあります。写真を見ますと、北向きに撮影しておりますけれども、手前に道、それから北側も住宅が建っているところにもあまり広くないのですけれども道があって、両側から入れるということで、13世帯を造成予定ということでもあります。この写真を撮った手前、ここに道があるのですけれども、その反対側にはブドウ園とリンゴ園がございまして、周りが東、北、西側住宅が建たっておりまして、囲われた土地ということでもありますけれども、周りの農地に与える影響はないというふうに考えております。ただ、リンゴ園やなんかやっていると、SSなんかやると、またその新しく入られた人とのトラブルがないようにしていただければいいかなというふうに考えます。状況的に考えて、広い土地でありますけれども、やむを得ないというふうに考えております。

以上です。

議長 続きまして、158号、河西委員。

河西農業委員

3年前の営農型太陽光で柿を作るっていう案件、2期目の方、2期以上の方はご記憶にある方もいらっしゃるかと思います。当時は〇〇の農業者に作業受委託契約をお願いしてやってもらおうと。そのときからこれ、割れた案件でした。問題点はいろいろあったけれども、責任を持ってきちんと農地を管理する人がいなかったという点に一番無理があったのかなと思います。

現状ですけれども、柿の木が数本枯れたというよりも、ほとんど枯れていて、残っている部分も生育不良で、実質的には全滅って言うような状況で、当初の計画は破綻していますね。令和9年度に通常の2割減という計画は破綻しているという状況です。

それをもって不許可ということもあり得るのではと私は思うのですが、ただ、今回作目を変えて、以前手がけていた営農者は、もう完全に手を離れて、それで〇〇から通作するという方が面倒を見ていくと、そういう案件です。

ポット、鉢植えのブルーベリー栽培、私は専門ではないですが、やはりきめ細かい管理、病気の防除、害虫の防除、あと鉢の更新、日常的な管理が重要になるとは認識しています。〇〇よりかは、〇〇から通うということですが、近くはなったのですが、日々見るできないという状況はあります。

ちょっと話が戻って申し訳ないのですが、報告が1年ごとに営農型太陽光の場合は事務局に生育報告っていう形で上げているのですが、そこでは毎年順調に生育しているというふうに報告されてきました。ただ、実態は、もう1年目、2023年の8月から現地の写真撮って見たのですが、ほとんど枯れているという状態で、その後、どうやって苗木を復活させるのかちょっと疑問があるところで、だからその報告に対する信用性というの、ちょっと今後もまた同じようなことが続かないとも限らないっていうふうに懸念はしています。

だから、そういう状態なので、もしこれが許可となるようだったら、事務局とも連携して、きちんと細かく見ていく必要があるかなと、そういうふうに認識しています。皆さんで審議をお願いします。

議長 先に続けます。159号、丸山委員。

丸山農業委員

159号の案件ですが、提出された〇〇さん兄弟は、現在、〇〇に住まわっていて、〇〇が経営していた〇〇という〇〇に今、住まわっています。それで、現在住まわっている場所は、松本市のハザードマップ、防災マップを確認すると、〇〇の建物そのものが急傾斜地特別警戒区域の中にあるということで1点心配をして、そこから立ち退きたいということ考えたそうで

す。それと、今後年老いたときに、やはり商店等が近くにないものですから、商店等がある現在〇〇さんが住んでいる〇〇の〇〇の隣接地に農家分家を検討したいということです。今回の建設予定地についてですが、実際に見てみますと、東側とか北側とかは全然問題ないのですが、特に西側のほうに、この写真で言ったら右側なのですけれども、畑、水田があります。ただ、建設予定をしている住宅が平屋ということで、そんなに大きく日照関係では問題ないと考えています。

以上です。

議長 続きます、160号、松田委員。

松田農業委員 位置図資料14ページの写真にあるとおりですけれども、左側が〇〇ということで、右側の建物が宅地ということで、県道と、それから宅地両方、手前側が河川ということでありまして、全く孤立した農地でありますので、ほかの農地に与える影響はないかということで、申請はやむを得ないと判断します。

議長 161号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 161号であります、〇〇さんという方は〇〇さんの〇〇さんにあたります。それで、〇〇さんは今、スイカ、長芋、梨等を作っておりまして、機械も本当に大型機械を持っております。それで、そういう作業場とか倉庫がないということで、家は100メートルぐらいのところにありますので、通うにもよいということで、お母さんに頼んでおりまして、この位置図資料の写真15ページを見ていただくと、大変いい農地に見えるのですけれども、実際にここは水もなし、一応長芋とかいろいろ、モロコシ等を作ったのですけれども、やっぱり水がないと作物ができないということで、農業倉庫とかそういうのが理想ではないかと思っております。周りは全部住宅となっています。別に問題ないかと思えます。

以上です。

議長 次に、現地確認した委員の意見を求めます。

議案第155号から157を柳澤委員、158から161を武井委員。

柳澤農業委員 155号ですけれども、先ほど濱委員から丁寧に説明があったとおりで、私もでこのところを下見というか、調査に行ったときも、向こうの奥のほうに車が何台か見えていたのですけれども、この今ある駐車場は本当に車でいっぱいでした。随分そういう意味では、この〇〇は盛っているのだと思いますけれども、手前がもう道路ですし、それから写真からちょっと外れていますけれども、左側には畑があるのですけれども、このところを駐車場にしても、特に周りの農地、左側の畑だけなものですから、大きな影響がないということで、事業を継続していくためには駐車場がも

う少し必要だろうなということ、ここのところは認めていきたいなというふうに思っています。

それから、156号ですか、ここはちょっと写真から外れているのですが、かなり大きなイチョウの木がありまして、それで毎年今頃になると、葉っぱは後ですけれども、イチョウが落ちたりして、ここの周囲が大変なそうなんです。ですから、このL字のこの手前のほうから、結局このところで落ち葉を整理したり、あるいはイチョウを拾ったりするのに軽トラを中に入れていたようなのです。ですから、そのこのところは軽トラがちゃんと入るようにして、そしてそのイチョウの木の管理をきちんとしていきたいということのようです。かなり剪定もしているようですし、そういう意味では、周囲への影響を考えて、ここのところをここの〇〇の〇〇にしていくということはやむを得ないのかなと。周りに対する農地への影響もほとんど考えられないというふうに判断しました。

それから、157号は、ここに13棟の住宅を建てるとのことのようですけれども、周辺の2方向は、このところに見える奥のほうと、それから今、写真から外れています左のほうとか、ここのところは宅地で、特に、道路を挟んで後ろ側というか、今写真に写ってところは果樹のようなのですけれども、あまり周囲の農地に大きな影響を与えているというには見受けられませんでした。そんなことで、ここのところも宅地にしていくと。分譲住宅か何かだろうと思えますけれども、そのこのところはやむを得ないかなというふうに思っています。

以上です。

武井農業委員

それでは、158号です。現地確認の当日、河西さん、それから赤羽推進委員さんも一緒に現場で立ち会っていただいていたので見てきました。前回、私も見たときとほとんど柿の木、柿は「桃栗三年柿八年」と、8年たたなきや収穫ないということですが、まだ2年そこそこでは収穫ないということですが、現状、苗木も1メートルくらいしか、残っているのは1メートルくらいしか成長してない。それも数本しか残ってないという状況で、今度は更新に際してはブルーベリーに変えるということで、今度は管理者も替わるとのことです。先ほど事務局のほうからいろいろな水管理のことやら収穫に対応について、総会までに聞き取っていただいていたので、説明があったわけですので、そういう中では、それを見守るといって、先ほど河西委員おっしゃるとおり、もう毎年定期的に報告させて、状況を見ていくという方向が正しいというか、しかないのかなというふうに見てまいりました。また皆さんのご意見をとしたいと思います。

それから、159号ですが、今、丸山委員のおっしゃるとおりですが、西側の土地は親戚、いどこに当たる土地というふうな聞いていますので、親戚同士ですんで、理解が得られるかなというふうに見てまいりましたので、いいかなと。

それから、160号ですが、さっき松田委員のおっしゃったとおりで、周辺に与える影響はないということですので、やむを得な

いというふうに見てまいりました。

それから、161号でございますが、やはり道路と住宅に囲まれた土地ということでございまして、今まで耕作しても、なかなかうまく物が取れないという状況の中では、農業用倉庫等に利用することについてはやむを得ないというふうに判断してまいりました。

以上です。

議長 藤井主任。158号の件ですが、今度営農者も替わっていくという、リセットというか、やり直しというか、そうなのですが、その経過について、若干教えてもらいたいということと、営農型太陽光で許可することの条件について、説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 作物を変えることについてのどうして営農者が選定されたかという経過については、聞いておりませんので、予想ですが、〇〇さんのほうで探されたのではないかなと思っています。

営農型太陽光の許可の条件ですが、許可に付すべき条件が8つございます。

1つ目、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。2つ目、許可に係る工事が完了するまでの間、許可の日から3か月後およびその後1年ごとに工事の進捗状況について報告し、許可に係る工事が完了したときには遅滞なくその旨を報告すること。

3つ目、営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。4つ目、営農型太陽光発電の下部の農地において生産された農作物に関わる状況報告を毎年必ず2月末日までに報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。

5つ目、営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

6つ目、営農型太陽光発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合もしくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合または発電事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。

7つ目、営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合または営農型太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該施設を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

8つ目、許可期間が満了する場合、更新手続を行わない場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅

滞なくその旨報告すること。

以上の8条件が許可の条件として付されることとなります。

議長 議案第158号の申請において、8項目についての瑕疵は今のところない、もしくはこれからの状況もありますので、その辺の手続的には瑕疵はないというふうな判断でよろしいか。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 今のところ書類は完備されておりますので、一般基準等の要件を満たしていると判断をしております。

議長 それでは、全体を通じまして委員から意見等を求めます。
塩原至委員。

塩原（至）農業委員 議案158号ですけれども、柿のときにも、本当に前回の農業委員の中で本当にできるのかって疑問があったと思うのですよね。そうしたら、結果、できなかったと。そして、今度は新たにブルーベリーをやるっていうことで、いいのですけれども、実際この面積の中で、鉢で何鉢植えてやるのか。多分鉢だと、相当な数を入れないと経営が成り立たないと思うのですよね、収量が。そんな100や200本ぐらいただと、そんなの何十キロもない。売上げなんて何十万円も行かない。何万ぐらいで終わるぐらいでは、何か営農型太陽光で農業をやるっていう自体が間違っているのではないかと考えざるを得ない。また枯れれば、新たに違う品種を3年後にやるっていうふうになった場合に、どうするのかっていうのもね。

私としては、許可の承認はどうかなっていう意見であります。

以上です。

議長 倉科委員。

倉科農業委員 位置図資料の写真を見ていて、今回の781平米の農地の左側になるのでしょうかね。太陽光のパネルらしきもの並んでいるものですから、これって、航空写真で見ると、この今回の申請農地の倍ぐらいの面積太陽光パネル並んでいるようで、こちらは、左側のほうは営農型の太陽光発電ではない、全く別の事業者も違うってというようなものでしょうか。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 位置図資料の写真向かって左側とその左の奥側に太陽光施設がずらっと並んでいますが、ここは営農型太陽光ではありません。地上設置型、農地以外を使った太陽光発電施設になります。こちらの法人は別会社の所有地ですが、関連会社というふうに聞いております。

以上になります。

倉科農業委員 ありがとうございます。

議長 上條委員。

上條農業委員 ブルーベリーというふうになっているのだけれども、これ、収穫はどうするかという申請、書類の中にあるの。どこの誰がこれ、やるっていうふうになっていますか。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 収穫については、営農者が〇〇、本拠地は〇〇市にある法人になりますが、〇〇と〇〇に事務所を持ってしまして、松本の営農型太陽光については〇〇の事務所から参ります。通常の営農については、3日に1回散水、水やりで来ますが、収穫時期、7月と8月については、初収穫が令和10年に初収穫を見込んでいる計画ですが、その際、7月、8月の期間については、営農者は毎日と、アルバイトを1名雇用して毎日収穫に来るという計画になっております。

上條農業委員 営農ってということがついているのだけれども、もう全く成り立たないね。というのは、農業委員会の報告でもしてあるけれども、私、今、奈川へ入って、地域おこしの仕事をやっぱりブルーベリーの畑でやっているのだけれども、これ、農業委員さん、奥原さんにちょっと聞いたほうがいいと思うけれども、ここで一番ポイントになるのは、どういう経過の中で例えば奈川にあるあれだけの、2,000株ぐらいあったね。何かかなり広いのだけれども、それが駄目になっていくのかっていうことだったよね。

これは、1つはね、管理だね、管理。ブルーベリーも、ここで格好いいこと書いてあるけれども、水やり、水やり以前の問題として、何でこれ、鉢植えになったかという、多分ペーハーの関係だと思います。強酸性でないとブルーベリー生育しないもので、それで鉢にすると、一般的には労力を少なくするためには自動かん水ということになるけれども、これは物すごい金がかかる。地面から始まって、ろ過器から始まって、それを全部やらなきゃいけないから、人が一番高いから、人が来るっていうふうになっているけれども、知らない人の書く計画書だと思うのですね。

だから、これをどうしてもやりたいと言ったら、やはり土改良をやって、

ピートモスを入れて、地床に植えて、水の心配がないようにして受け付けると。そして、除草をやっていくと。

この事例は、穂高へ行く途中にある。実際ブルーベリーを植えてあるところね。だけれども、すごく日の当たるところでないと本当は成績上がらないもので、あれ、7割だっけね。7割をたしかカバーするっていうのが条件になっていると思うけれども、この方法ではあんまり勧められないね。

ちょっとその駄目になった経過については、奥原さんに聞いてみたらいい。

議長 議案第158号以外の案件で意見等があれば求めます。

[質問、意見なし]

議長 158号を除く、155号から157号、159号から161号を集約します。

農業委員に聞きますが、議案第155号、156号、157号、159号、160号、161号について原案通り承認する農業委員の方の挙手を求めます。

[挙手]

議長 158号を除く6件の議案は承認されました。
158号について、他に意見等を求めます。
倉科委員。

倉科農業委員 すみません、ちょっと手続上のところでお聞きしたいのですけれども、この許可権者は松本市じゃなくて長野県じゃないでしょうか。多分報告も全部県に上げているはずなので、そちらのほうの見解なり、どういうふうにお聞きしているかをお聞きしたいと思うのですけれども。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 倉科委員のおっしゃるとおり、許可権者は長野県知事、収量の報告等の提出先も長野県知事となっております。報告の経由は松本市を経由して県のほうに行きます。

県の見解ですが、この案件、更新を迎えるに当たり、それまでに松本市からの指導、一度も営農的な指導ありませんでしたし、県のほうからの指導ということもありませんので、県としては、通常の更新の申請として認識をして、書類の審査をされていると思います。

先ほど塩原至委員さんからご質問のあったブルーベリーの本数をお答えし

ます。75本の計画です。

議長 倉科委員。

倉科農業委員 非常に難しい案件だなというふうに思っていてまして、梓川も1件、ちょっと複雑なものがあって、本当に営農型太陽光発電施設を始めるときはすぐ許可になってしまうですけども、こういう営農がきちんとされていないのではないと思われるような状況になっても、やめさせることが非常に困難な事業制度設計されちゃっているもんですから、今この松本市の農業委員会で意見いろいろついたかもしれないですけども、許可権者は結局長野県になっちゃうもんですから、ちょっとその辺のひずみもあるし、意見としてつけて、しっかりこの今、次の計画のブルーベリー、75本がいいかどうかというのは、私も変だなと思いますけれども、そこの経過をしっかりと見ていくしかなくて、私が今、梓川でやっているのは、よく見に行くことです。実際やられている関係者の方にプレッシャーを与え続けていく。そうすると、そこはたまたま〇〇だったのですけれども、現地確認に行くと、しっかり取ったりするっていう作業をしてくれていますので、まずちょっとそういった方策を取る中で、見ていくしかないかなというふうに思いました。

以上です。

議長 なかなか難しく、4条、5条については、今それぞれの事務局からのお話もありましたけれども、許可権者が県ですので、ここで許可が適当でないという意見をつけて県へ上げるという段取りになって、あと県に委ねるという流れになります。それで県でも駄目だとなれば、もう撤去命令なり県の段階でやるというようなこと、判断で間違いはないですか。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 間違いありません。

補足しますと市から県のほうに上げる意見書というものがございまして、その中で、今回の申請が適当なのかどうか、不適当なのかということ判断する要件がございます。

許可の条件で説明をさせていただきましたが、適切な営農をするということが許可の条件にありますので、仮に許可になった場合には、地元の河西委員さんと協力して定期的に見守る中で、市から営農者、太陽光設置者、知見を有する者を集めて、適切な営農をされていないじゃないかという意見をつけ、意見がつくと、その後は県のほうで改善命令ということにつながりますので、そこまで行けば、実績というか、前歴になるかなと思いますので、そういうのを基に次回以降も判断していくという積み重ねになる

かなと思います。

以上です。

議長
藤井主任 計画だと何年。計画で何年から収穫。
議長。

議長 初収穫は令和10年に初めての収穫を迎えます。その後、収量が増えていき、令和13年に収量が地域の平均的な8割を超える予定となっています。

議長 倉科委員。

倉科農業委員 何回も申し訳ないのですけれども、やはり先ほど藤井さんのほうから説明あったとおり、前歴を確定していかないと、行政指導入れられないものですから、私たち梓川でやっているのは、事務局と一緒に実際に現地で立会いをして、栽培方法これでいいのかとか、技術的知見を有する者の意見を聞かなきゃいけないというのが大前提であるので、それが農協の職員に指定されていたので、その人にも話をして、しっかりやれと。そういうことをまずは積み重ねない限り、一番初めの説明の中で、これまで県も市も何の指導もしてこなかったということであれば、実績は全くない状態なのですよね。3年間通してきちゃったということにほかならないわけですので、今までの経過、駄目だったという経過はあったにせよ、書類上、受け付けないっていうことをこの場で判断できないのではないかっていうのが私の考えです。

河西委員は、3年間ずっと現地を確認していて、思うところはあると思うのですけれども、やはりそれで実際に形にして表出しない限りは実績になりませんので、本当にこんなの許可出したくないって思いはあるのですけれども、手続上、やむを得ないんじゃないかなというふうに思いました。

議長 百瀬委員。

百瀬農業委員 私、先月の現地確認のときに見せてもらったのです、実は。それを見ている限り、やはり経過を観察していく以外に方法はないのではないかというのが私の今の意見です。

というのは、かなり太陽光発電の設備が頑丈なもので、そこで農業をやるってこと自体は難しいのですけれども、その経過を観察して、そこで指導を入れる以外に今のところは難しいのではというのが私の意見です。

議長 久保委員。

久保農業委員 藤井さん、お聞きしたいのですけれども、前歴とか何かっていうことは、業者が今回替わりますよね。それは引き続いて同じ業者じゃなくても、前

歴というか、前科というか、そういう判断ですか。業者が替わる度に。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 今回の作付けの変更は、地主、太陽光設置者は替わらず、営農者を変えるものです。責任というか、申請者とする地主、太陽光発電施設設置者である〇〇と〇〇の3者に営農上責任は出ますので、その3者に対し、今後適切な営農がされないようであれば、3者を現地に呼んでお話をしていくということになります。

議長 久保委員。

久保農業委員 百瀬委員のおっしゃったこととか、倉科委員のおっしゃったこととか、非常にいい意味のあるものと思います。実質の話は、塩原至委員は上條委員が言っているように、特に河西委員は分かっているのだけれども、今これ以上の議論をするわけにもいかない。でも会長としては何か結論出さなきゃいかんわけですよ。「3年様子見る」ということにするか、「はっきり言って、そんなのは駄目だ」ということにするかという判断ですよ、極論言うと。

じゃ、3年前に私は難しいって言ったのは、塩原至委員も私も何人かいたのだけれども、昔のことを言ってもしょうがないから、採決をお願いします。

議長 申請書類が完備されている以上、承認するしかない。承認しない場合は、できませんと県へ松本市農業委員会の意見として出していくこととなる。

それで、ここで承認すると、やはり淡々とほかの案件と一緒に進める。ただし、そこら辺は当然法的責任もあるから、承認しないというときには、それなりに理由づけが必要だということになる。

上條委員。

上條農業委員 土地の面積に対して75本ということは、6平米に対して1本きり植わってないわけです。だから、初めから植えときゃいいじゃないかと、手段としてブルーベリーを植えればいいのかというふうに考えていると思います。だから、ここに営農型というのは、正規の営農するための密度を定植してもらおうということだ。これが1つね。

それから、ブルーベリー、小さいうちから育つまで時間かかるから、その間は河西委員たちが見守ってもらおうと。定期的にな。年に3回は行かなきゃいけないと思います。春、雨降ったらどう。草が生える。夏、それから秋どうなっているかと、この3つを絶対やらないと育たない。

それで、ポットは無理。この今の体制では無理。もうピートモス、1か所

に1袋ずつ入れてもらって植えないと無理だということで、改善命令を出して、見守って、2回続けたら、もう駄目だっていうふうにね、最後の判断は松本市農業委員会も責任持たなきゃいけないから、そういうのを出して改善してもらおうと。

議長 皆さんの意見を聞くと、ストレートに承認というわけにいかない。それで、もし承認するなら、今ちょっと事務局とコンタクトを取ったのですが、附帯事項で、今、上條委員が言ったこととか、皆さんの技術的とか、システムとか、その辺に再考の余地が十分あるから、それをお伝えして守ってもらう。それで、もちろん河西委員も当然そういうことでサポートでもないけれども、アドバイザーとして、それぞれ事務局も含めた中でやるっていうことで承認なら承認。それでも、さっきの最後の信用という状況の中から、松本市農業委員会としては駄目だよという、この我々委員会でシグナルを出すか、その2つに多分集約できると思いますので、じゃここで集約したいと思います。

農業委員の皆さんにお伺いしますが、議案158号については、前段の条件を附帯事項としてつけながら承認するというので賛成の方は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長 賛成多数で、前段で私から言ったこと、またそれぞれ皆さんの意見も聞きました。そこら辺を事務局と河西委員で内容を精査しながら、そういう条件つきの中での承認ということをもた代理人なり本人に伝える手段を取りたいと思いますので、お願いします。

続きまして議案第162号 市民農園区域の変更について上程します。
事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊議案もう1枚ございます。5-(1)-カ、市民農園区域の変更について、議案第162号という冊子のほうをご覧ください。

別冊議案第162号 市民農園区域の変更について。

私のほうから趣旨のほうを説明差し上げます。

この市民農園区域を指定する場合は、市民農園整備促進法に基づきまして、農業委員会の決定を経ることとされておりまして、昨年11月27日に区域の指定について決定を受けておりまして、今後開設に向けて進めていたところですが、このたび市民農園区域の変更が必要となったため、改めて市民農園区域の変更について決定を諮るものでございます。

資料の1ページと2ページには法的根拠が載っておりますので、変更の場

合には農業委員会の決定を経ることということになっております。この変更のほう終わりましたら、今後市民農園の開設の日程に当たっては、また改めて農業委員会の総会で決定を諮ってまいりたいと思っております。

それでは、市民農園区域の変更内容について、農政課のほうから説明をいたします。

田中補佐（農政課） 議長。

議 長 田中補佐。

田中補佐（農政課） 皆さん、こんにちは。農政課の田中治と申します。私のほうから、市民農園区域指定の変更についてご説明させていただきます。

説明に入ります前に、資料の修正をお願いしたいと思います。

資料3ページお開きいただきます。

2番の市民農園区域の概要、①市民農園区域でございますが、この上段に地目が「田、畑、小計」となっておりますが、この「小計」は「原野」の誤りでございますので、「小計」を消していただきまして、「原野」に修正いただきたいと思います。

それから、その下に面積がございますが、面積の変更後の一番右側、計ですが、「4万2,914.06㎡」という記載となっておりますが、「4万2,914.60㎡」ということで修正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

それでは、市民農園区域の変更の理由について、3ページ、1をご覧くださいと思います。

変更する区域に建設予定の施設としまして、市民農園の管理棟の機能を備えました地元住民との交流及び避難所機能を有した交流棟というものを計画しておりました。また、現計画では、その交流棟に際して、テレワークスペースというものも設ける予定としております。ですが、市民農園法は専ら市民農園の利用者の利用に限定するという制約がございますので、こちらの市民農園の管理棟機能、交流棟の建設区域を今回は指定区域から除外をするという変更をお諮りするものでございます。

資料を少し飛んでいただきまして、8ページをご覧くださいと思います。

8ページの位置図2でございますが、点線で囲んである部分、こちらが交流棟の整備エリアを計画しているものでございますが、この点線部分を指定区域から除外をしたいというものでございます。

右側の整備エリア1、整備エリア2につきましては、ご決定をいただいた区域指定そのまま用いていくという予定としております。

9ページ、市民農園区域指定土地一覧の上段から4行目になりますが、除外する地番ということで、修正の棒線が入っておりますが、この1筆で7,215.31平米、これが交流棟整備エリアの敷地となっておりますので、こちらを除外するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料11ページ、こちら整備を計画しています島内山田ラインガルテンの全体計画平面図となっております。この一番左側に少し広い区域がございますが、これが交流棟を建設する予定区域でございます。先ほどご説明申し上げました8ページの位置図と照らし合わせていただきますと、左側の敷地、こちらが区域を除隊する区域、それから右側に四角く区画が、こちらで全部25区画ラインガルテンとして整理する区域という形で計画をしているものでございます。

最後になりますが、13ページ、A3の資料、こちらをお開きいただきたいと思います。12ページです。失礼いたしました。

赤線枠でくくってある分、こちらが交流棟の建設エリアとして今回除外をお願いするものでございます。除外をした後の整理区域として、青色の枠で囲ってある部分が新たな指定区域という形になるものでございます。

説明は以上になります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
松尾委員。

松尾農業委員 この除外された地域にはもう何も建てないわけですか。

田中補佐（農政課） 議長。

議長 田中補佐。

田中補佐（農政課） こちらには、先ほど申し上げました管理棟機能を含めた交流施設を当初の計画どおりに建設をする予定です。ただ、こちらの交流棟につきましては、広く一般の市民の方の利用もされるように、区域から除外をして整備をするという計画となっております。

松尾農業委員 要するに、農園指定区域の方しか、ここの方しかここは利用できないような状況はまずいということで決定したということですね。はい、ありがとうございました。分かりました。

山田の方々との交流もいろいろありまして、この方向性で行かれる、全体的な全体的なニュアンスの中ではオーケーだったと思っています。まだ完成されていないですが、地区として問題ないと考えています。

以上です。

議長 それでは、委員の意見を求めます。
久保委員。

久保農業委員 田中さん、お聞きしたいのですけれども、よく見れば分かるかもしれませんが、一般的に、これはいわゆる小屋というか、棟があって、そこに付随している農地と違って、別途のところに造った農地という感覚ですね。

田中補佐（農政課） 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課） 25区画のクライנגアルテンは、1区画大体300平米になります。今の計画では、その中に休憩施設、休憩ができる小屋が建設できる用地として50平米、それから車両が乗り入れられる区域として50平米、それ以外の200平米については農地と。普通の農地、耕作ができる農地という区画割りで25区画を整理する計画としています。

議 長 久保委員。

久保農業委員 ということは、四賀にあるとか、奈川にあるのは、いわゆる賃貸の借りている小屋の周りに付随した農地があるから、これとは全然違うわけですね。だから、小屋と、住む小屋と農地とは全然別にあるという解釈でいいのですか。

田中補佐（農政課） 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課） どちらかという、四賀や奈川のクライングアルテンと同様の形になります。この区画の中に休憩施設、それから農地一緒にあるというような形になります。

久保農業委員 そうすると、話がちょっと、私が思うのは、奈川はちょっと今日、奥原さん来てないけれども、四賀の場合は、いわゆる管理棟に関しては、みんな使っているのですよ。いわゆる小屋を賃貸してない人もね。あんまり大っぴらに言っちゃいけないかもしれないけれども。この場合は、それをはっきり区分けするということですよ。オーケーだと、四賀の場合は、本当は駄目なことをやっていることになっちゃうかな。

田中補佐（農政課） 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課） 四賀のクライングアルテンと奈川のクライングアルテンは、それぞれ合併前の村の時代に整理されているものでして、この市民農園整備促進法に即して整備されていない可能性もあります。今回松本市では、この市民農園整備促進法に基づいて整備をしていくものです。

その法律の中では、管理棟は通常はこの区域内に建てていくべきものなの

ですが、今回の山田のクライנגルテンの場合は、いろいろな機能を持たせたいので、一般の市民も利用できるようにということで、特出しで外へ出したいという計画でございます。

議 長 ということ、広く皆さんに利用していただくような施設にするために、枠から外したということです。
推進委員の皆さんも含めまして、意見等を求めます。
松尾委員。

松尾農業委員 耕作地がかなりの傾斜地ですけれども、これから整備されていくわけですよ。
それと、もう一つ、水ですね。結局野菜しかできない。野菜というか、畑なので、田んぼはできませんから、要するに水が必要ないので、そういったかん水的なものも造られていくということによろしいのでしょうか。

田中補佐（農政課） 議長。

議 長 田中補佐。

田中（農政課） そのとおりでございます。各区画の休憩施設に雨水の貯留タンクというものを設置して、かん水できるような形を考えております。

松尾農業委員 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 それでは、集約いたします。
市民農園区域の変更についての件について集約いたします。
農業委員に聞きますが、議案第162号について、区域の変更に承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐

それでは、報告事項アからオについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長専決により処理いたしました。
総会資料の7ページとなります。ご覧ください。
まず、7ページから、非農地証明交付状況の件、1件、8ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、8件、9ページから10ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、17件、11ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、12ページ、農地法第5条の規定による届出の件、4件。
以上となります。よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの報告について委員から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長

意見等ないようですので、報告事項につきましては、事務局説明のとおり願います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩、15時30分、3時半再開といたしますので、ご協力をお願いします。

(休 憩)

議 長

それでは、議事を再開いたします。
次に、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更の協議に入ります。
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 農政課農業政策担当の望月と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和7年8月受付分）をご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

では、資料13ページをお願いいたします。

（1）変更案の概要についてご説明いたします。今回は、軽微変更3件、計535.44平米についてご協議いただきます。

次に、資料14ページご覧ください。

（2）経過につきましては、資料に記載のとおりで、今年の8月に申出を受け付けまして、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

（3）今後の予定につきましても、資料に記載のとおりでございます。軽

微変更案件につきましては、本日は承いただいた後、完了公告と申出者等への通知がなされます。

以上です。

議長 　　ただいま説明ありました。
ご意見、ご質問何かありますか。

[質問、意見なし]

議長 　　特にないようですので、次に進みます。
続いて、変更案の協議に入ります。
軽微変更について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査　それでは、15ページをご覧ください。

個別案件ごとの説明を申し上げます。

番号1、和田地区の案件でございます。申出者は米農家をしていますが、トラクターなどの農業機械を収納する物置がなく、雨ざらしの状態となっています。また、肥料やコンテナなどの収容する場所も不足していることから、新たに農業用倉庫の建設を計画しました。申出者の所有地及び他者の所有地で建設地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみであったことから、申出地を選定しました。

以上、農業用倉庫として、敷地面積539平米のうち123平米につきまして用途変更をするものです。

続きまして、番号2、神林地区の案件です。申出者は養鶏業を営んでいます。申出者の実父が隣接地にある豚舎を購入し、鶏舎として建て替えましたが、その際に申出地が農振農用地であるという認識がないまま、サイロや作業場、資材置場などを設置したものです。この鶏舎も農用地にはみ出していることが判明しました。申出者の所有地及び他者の所有地で是正を検討しましたが、ほかに適地がないため、追認により是正をすることを計画したものです。

以上により、申出地、敷地面積286平米を用途変更するものです。

続きまして、番号3、波田地区の案件でございます。申出者は申出地の農地と申出地の隣地の宅地を取得し、農業を引き継ぎました。しかし、農地部分にある農業用施設について、農振法の手続が取られていないことが判明しました。申出者の所有地及び他者の所有地で是正を検討しましたが、ほかに適地がないため、追認により是正をすることを計画したものです。

以上により、申出地、敷地面積1,104平米のうち126.44平米について用途変更をするものです。

以上、軽微変更3件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 　　ただいま軽微変更3件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですか。

それでは、全体を通して全ての委員の方から質問、意見等ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約いたします。

軽微変更3件、535.44平米については、了承すると集約したいと思いますが、承認していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件については了承すると集約いたします。

次に、協議事項のイ、松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料19ページをお願いします。

松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会の進め方についてです。

10月3日に役員6名で市長に意見書を提出しました。

1番の懇談会の日時ですが、令和7年の11月7日金曜日、午後3時から午後5時です。会場は、この大会議室になります。時間に余裕を持ってお集りいただき、開始時間の10分前には着席をお願いします。

3の参加者ですが、今回の懇談会の参加者ですが、市側では、例年どおり市長、産業振興部長、農政課長、耕地課長に出席をしていただきます。また、今回の意見書の内容に合わせて、項目1の「子どもの農業とのかかわり」の確保について、教育長及び学校教育課の主任指導主事の方、それと項目2の中山間地域における獣害対策については、環境エネルギー部長、森林環境課長、住民自治局長と地域づくり支援課長の方にも参加をしていただく予定となっています。

4の進行(案)ですが、開会と閉会の言葉を中川会長代理にお願いしたいと思います。座長は会長に務めていただきたいと思います。

懇談会の進行(案)について、一部変更がありますので、ご説明いたします。

次の20ページ、5の懇談会の進め方、(1)をご覧ください。

当初、意見交換の前に農業振興委員長から意見書の項目1及び項目2の趣

旨説明をまとめて行っていただいて、その後に項目ごとに市の回答説明、意見交換、座長まとめという順に進める予定としていましたが、今回の項目1と項目2の内容の関連性が薄く、それぞれ独立したテーマであることから、進行方法を次のように変更したいと思っています。

まず、項目1について、農業振興委員長から趣旨説明を行い、その後に市の回答説明、意見交換、座長まとめを行います。続いて、項目2についても、同様に農業振興委員長から趣旨説明を行い、市の回答説明、意見交換、座長まとめの順に進める形にしたいと考えています。

19ページ、お戻りください。

市との意見交換の後、懇談会の最後に市長から総括と感想をいただいて、会長からのお礼、閉会という流れで考えています。

次の20ページお願いします。

5の懇談会の進め方については、先ほど申し上げた内容となります。

(2)の項目ごとの最初の発言、口火を切る発言者についてですが、項目1の「子どもの農業とのかかわり」の確保については、矢嶋委員にお願いしたいと考えています。項目2の中山間地域における獣害対策の充実については、倉科委員にお願いしたいと考えています。

その後は、日頃の思い、現場活動で聞く農業者の声、日頃から感じていることを率直に発言していただいて、活発な議論をしていただきたいと思います。

市長と直接話をする、意見交換をする機会はなかなかありませんので、懇談会の中では1回は発言するつもりで臨んでいただきたいと思います。

意見書は振興委員会でまとめたものですが、意見書の中に含まれていないうまく表現されていない点もあろうかと思えます。そういった点は、懇談会の場で発言していただいて、市に伝えていただきたいと思います。

今回市長に提出した意見書と同じものを本日配付しています。懇談会当日は改めて資料配付はしませんので、今回お渡しした資料を当日お持ちください。

市長部局からの回答は懇談会当日に配付しますので、お願いいたします。

懇親会の開催ですが、懇談会終了後、5時半から松本ホテル花月で懇親会を開催します。ぜひ積極的なご参加をお願いいたします。議案に同封しました出席の報告書、本日中に提出をお願いいたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま運営方法といいますか、進め方についての説明がありました。

今回は、そこにも、係長説明していただいたとおり、教育長をはじめ、それぞれ担当の方が見えていただく予定です。子供の関係は、もちろん学校教育もそうなのですが、社会教育も含めた中での教育という点で捉えて、獣害については、地域を巻き込んだ中での対応をするという趣旨で、それぞれ来ていただく範囲を広げてありますので、また皆さん、ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひますし、後段で係長もおっしゃった時間の経過の

中で、また言い尽くさないこともそれぞれあると思いますし、多少議題からそれる点も、もし時間があれば、それぞれ発言していただければいいと思いますが、それについては回答を求めないというような運営状況になると思いますが、その辺も加味した中で、それぞれ全員で、全員といいますが、数多くの方が発言していただきというふうに思っておりますので、何分ご協力をお願いしたいと思います。

これについて何か皆さんのほうから質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
なければ、市長懇談会の進め方について集約いたします。
推進委員の皆様も含めましての集約でございますので、ご協力お願いしたいと思います。
議案の採決につきましては、全ての委員を対象にいたします。
本件についてご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
市長懇談会に向けて、全委員の皆さんがそれぞれのお立場で準備を進めていただきますようご協力をお願いします。
また、みんなで議論をする懇談会といたしましても、ぜひ積極的なご発言をお願いいたします。
次に、協議事項のウ、令和7年度利用状況調査の結果と意向調査実施についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
木下主任。

木下主任 6月から9月末まで利用状況調査、農地パトロールを実施していただきまして、ありがとうございました。
本日は利用状況調査の結果と利用意向調査の実施について協議するものです。
本日配付した資料をご覧ください。
委員改選後初めての農地パトロールでした。地区によっては、JAや委員さん、実施主体は様々ですが、皆様、農繁期、暑い中、一つ一つ圃場を回っていただき、現地確認及びタブレット登録、大変お疲れさまでした。
利用状況調査の地区ごとの実施方法、別紙2に一覧にしております。ご覧ください。
皆様が日頃から農地パトロールを行っていることもあり、利用状況調査実

施した日にち、全ての日が掲載されているわけではありません。ご協力ありがとうございます。

まず、結果についてご報告したいと思います。

本年度の利用状況調査の結果ですが、再生可能な農地は112.5ヘクタールと、昨年度より減少しました。再生困難な農地は、29ヘクタール、昨年度より増加しました。今後、再生困難な農地は、非農地判定を実施する筆もあるため、また年度末には減少する予定となります。

地区別の集計は、別紙3をご覧ください。

このような結果を受けまして、遊休農地と判定された農地には、農地の農業用の利用の意向について調査することが農地法32条で定められております。所有者もしくは耕作者に利用意向調査という通知文を事務局から発送いたします。この利用意向調査について、委員の皆様より承認していただこうと思っている状態になります。

今年度の利用意向調査の対象は、今年度緑区分に判定された農地で、かつ過去5年以内に一度もその所有者に利用意向調査をしていない農地を対象としました。こちらは221筆、157名になります。

ただ、訂正がありまして、地目ですね、宅地というちょっと筆を3筆ほど、すみません、除き忘れてしまいまして、そちらの筆については送付しない予定になります。

こちら、農地所有者がかなり死亡している筆もあったので、農地台帳でこの方の相続になる方が確認できるものについては送りますが、相続人も死亡している、相続人を確認できない農地についてはお送りしません。

対象者にお送りする通知文ですね、3ページと5ページに利用意向調査書見本という形で載っております。この通知文を受け取った土地所有者の方は、選択肢が4つございます。この中から利用の意向を回答して、農地の貸手なんですけれども、農地中間管理機構の貸付けの基準に該当するものは機構が借り受けて、遊休農地の解消を図るというものです。市街化区域や機構の基準に達しないものは、3条とか、自分で耕作するとか、そういったものになります。

こちらの利用意向調査、回答した後、自分で耕作します。あと農地中間管理意向を利用しますと回答した後、またその回答したとおり、意向どおり行わない場合は、措置に進んでいきます。例えば、固定資産税の評価額が上がるとか、機構と協議するような勧告を行っていくような流れになります。

こちらの通知文は11月中旬に発送して、12月19日回答期限になります。

皆さんにちょっとお願いしたいのですが、ここの一覧にある方で発送を控えたほうがいいとか、過去にトラブルがちょっとあるとか、実際は耕作しているんじゃないかというものがあったら、またこちらまでご連絡いただきたいと思います。

私からは以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

このことに対しましてご意見、ご質問あったら、ある方はお願いします。

小林さん。

小林農業委員

すみません、ここに例えば岡田ですが、ページ数で言えば別紙の4ですけれども、筆数5筆で、調査対象が3人となっているんですけれども、それでこっちのほうの名簿を見れば、3人これで合ってる。

それで、そのほかにも73筆もやって、それで再生不能とのここに何筆かあって、その中で、最近5年回答してない方に送るということで、そのほかに緑とか黄色の人もいるわけですね。そういう人には今回は送らないのか。

それと、再生不能な人が不在とかそういうのがあって、見た目にもこれ、畑に、その本人も作らないような意向で、原野とか山林に変えてほしいというような意向のところも、一応再生不能に挙げたんだよね。そういうところは、これから12月とか1月か分からないけれども、一応事務局のほうで再生不能か見て、不能なら、地目変更の書類を地主に了解を得てからか、意向を確認してか、送っていくんだよね。その流れをちょっと教えてもらいたいんですけれども。

木下主任

お答えします。

議 長

はい、木下さん。

木下主任

再生困難な農地に判定された農地については、山際であるとか、もう本当に山林になっているようなところは、今後、12月頃、非農地判定ということで、候補に挙げます。来年の総会で挙げる予定なんですけど、地区ごと、これはもう農地台帳から落としましょうという作業をします。非農地候補になった農地については、土地の所有者に非農地候補の農地になりましたという通知文をお送りして、それに反対の方には連絡くださいというような流れになっています。同意いただける方については、特に返信は要らなくて、同意いただけない分については、こちらで農地台帳から外して、地目を山林もしくは原野にしていく流れです。

先ほど黄色区分については送らないかということなんですけど、基本、この利用意向調査、市内全筆の筆を調査して、全筆の所有者に一応本来は利用意向調査を送るというのがあるんですけれども、松本市8万筆ありまして、やはり毎年、じゃその所有者に利用意向調査を送って、また来年度も送るとなると、こちらの事務負担が多かったり、また届くほうも、やっぱり所有者さんのほうから、この間回答したじゃないかとか、そういった摩擦が生まれてしまうことがあるので、今年度は、今年度緑区分になって、過去5年間、まだ利用意向調査をしてないものだけ限定しました。

もし地区ごと、この筆については、ちょっと利用意向調査送ってほしいと

か、確認してほしいという筆がありましたら、別でお送りしたいと思うので、教えていただきたいと思います。

議長 今、木下さんおっしゃったように、まず共通として、新しい緑区分、この皆さんには利用意向調査を出します。それと、ほかのずっと課題が残っているものについては、また事務局と相談しながら、どうしても困っているというようなどころについては、また特定の、一律のこういう方式もしくはまたほかな様式で、またその方に文書なり電話なりで対応ということが我々の共通のフィールドです。これは松本農業委員会方式です。

法律の立てつけでは、全筆調査ということだが、現実問題としてできないということになりますので、新しく緑区分のやったものについては、そういう対応を取る。それで、どうしても継続して困ったところについては、別途対応する。

それと同時に、非農地判断ですが、また違ったシステムというか、違った機会になりますので、またそれぞれ皆さんのほうに提案させてもらう機会がありますので、それについては違ったカテゴリーでまた粛々とするということがやはり我々の基本的なこの利用意向調査の現時点での対応だと思います。

もちろん地権者についての了解は、非農地決定については当然了解を得ながら、その本人にやってもらうということになりますので、そういうことでいいですか。

木下主任 はい。

議長 倉科さん。

倉科農業委員 すみません、4ページと6ページ、同じような内容で書かれているんですけども、勧告が行われた場合、農地の固定資産税及び都市計画税の評価が引き上げられ、増えることとなります。結果的にそうなんですけれども、ちょっとうる覚えでいけないんですけども、農地の固定資産税と違って、農地を適正に利用した場合、減免措置がされているもんだから、低い、安いってことがあるので、それが適正に利用されてなくて、耕作放棄地になっちゃったから、減免措置を行わないから、元の税額に戻しますよっていうのが本来の趣旨だと思うんですけども、そういったところは、ちょっと入れるべきなんじゃないかと思うんですけども、ご検討いただければと思います。

議長 その辺の、いいですか。ちょっと精査しなきゃいけない問題出てくるので、法律問題も絡んできます。ご意見として伺って、ちょっとまたそこやりたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議長

よろしいですか。
それではなければ集約を行います。
ご出席全員の方にお伺いしますが、本件については了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
委員の皆さんには、これから実施する利用意向調査にそれぞれの立場で協力いただけますようよろしくお願いいたしますと思います。
次に、協議事項のエ、令和7年度農業者年金加入推進活動についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
丸山主事。

丸山主事

農業委員会事務局の丸山です。
総会資料本冊とは別に事前に封筒に入れて送付いたしましたピンク色の表紙に令和7年度農業者年金加入推進名簿と書かれた名簿と加入推進活動記録簿をお手元にご準備ください。
今回の協議事項は、令和7年度農業者年金加入推進活動についてです。
総会資料21ページからになります。
令和5年度から令和9年度を対象期間とする第5期中期目標において、若い農業者及び女性農業者に重点を置いた制度の周知徹底及び対象期間の終了時までの新規加入者における数値目標が厚生労働省及び農林水産省より示されました。この目標に向けて、加入目標が達成できるよう取組を協議していただくものです。
加入推進強化月間については、長野県農業会議の策定により、令和7年11月から令和8年2月を加入推進強化月間に設定しております。
また、松本市における加入目標数も、長野県農業会議の策定により、新規加入者は8人、そのうち20歳から39歳までの新規加入者を5人、女性は4人となっております。
加入推進の方法ですが、昨年同様、加入推進名簿がございます。名簿には認定農業者の方とそのご家族で家族経営協定を締結されている方の中から農業者年金未加入の方を抽出させていただきました。こちらに記載されている方を中心に、戸別訪問などにより加入推進活動をお願いいたします。
名簿には個人情報が多く含まれておりますので、お取扱いには十分注意していただくとともに、コピー等は控えていただきますようお願い申し上げます。
また、農業者年金の加入要件の1つに、国民年金第1号被保険者である必

要がありますが、個人情報関係で、市の年金担当から情報は入手することが不可能なため、名簿に登載されている方が国民年金の該当者かどうか確認することができておりません。誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、名簿の備考欄には令和6年度までの加入推進状況について記載させていただいておりますので、ご確認ください。

また、今回お渡ししたピンク色の名簿に登載がある方以外でも、農業者同士の会議の場を通じて制度の周知や加入の働きかけを行っていただければと思います。

農業者年金は、農業者の方のみが加入できるお得な制度であります。地域の方には、このような制度がありますという周知を第一として、それとともに加入の働きかけを行っていただければと思います。

本日お手元にリーフレットと普及啓発グッズをご用意させていただいております。また、会場の入り口のところにもグッズを用意しておりますので、加入推進活動の際にはご活用ください。

最後になりますが、こちら昨年と同様になります。活動内容の報告についてお願いです。

加入推進活動を実施された場合は、タブレット入力により活動記録簿と併せて、こちらの紙のほうもご記入いただきます。こちらの農業者年金加入推進活動記録簿は、提出期限を来年の2月末とさせていただきますので、2月の定例総会の際にお持ちくださいますようお願いいたします。活動報告に基づきまして、協議事項6に記載しております加入活動推進報償費を令和8年3月に支給する予定でございます。報告が2種類となってしまう大変恐縮ですが、こちらの活動記録簿を報償費の支払い事務における証拠書類とするとともに、タブレットの活動記録簿と整合を取ることを目的としております。また、具体的な活動内容や結果などについてもお聞きしたいため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、タブレットによる活動記録簿につきましては、加入推進活動を実施された場合、項目は「法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報の提供」の中にあります「農業者年金の普及推進②」となります。活動日、活動時間、相手方のお名前、活動の場所等を入力し、ご報告よろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

質問、ご意見等あったらお願いしますが、そもそも何で我々が農業者年金のそれぞれ加入の推進をやるかっていうことなんですが、やはり農業者じゃなきゃ入れないということと、様々な利点があるということ、それと同時に、どうしてもこれ、今、国民年金、これ、マクロスライド制ということで、2040年には生活保護の金額より下回ってしまう。そうすると、やっぱり民間年金ももちろんいいんですが、やはり職員とかその辺の給与については、全部公的機関が面倒見ているということも考えて、非常に利

便性があるということが主な内容です。

ただ、入る、入らないというのは、もちろんその農家の勝手だもんですから、でも知らなかったってことだけはぜひないように、当該の皆さんにはその辺の内容についてお知らせしていただければというふうに考えておりますので、もちろん該当の方いらっしゃらないところも当然あると思います。そういうことでありますので、よろしくご協力をお願いします。

ほかに何か。

二村さん。

二村農業委員

女性協議会で全国大会でも、また長野県の女性の研修会があったんですけども、そこでも京丹波の事務局長さんが女性で、その方の講演を2回聞きました。

その京丹波は、日本でも有数の農業年金の加入率があるって言われたので、私も本当に一生懸命やっているのに、そんなにうまくいかないの、手を挙げて、どうしたらいいですかってお聞きしました。そうしたら、普通じゃ無理だと。お金持っているのはおじいちゃん、おばあちゃんだから、そのおじいちゃん、おばあちゃんでも掛けられるんですって。だから、今、一生懸命20代で掛けている人たちだけじゃなくて、お金を持っている、また年金をもらっている人たちから掛けてもらうっていうふうにもできるんだっていうことで、それを中心にやっているとお聞きしました。

あっ、そういうことあるんだなって思って、そうすれば、おじいちゃん、おばあちゃんというか、若夫婦だけじゃなくて、その上の夫婦が裕福だと、安く仕事をしてもらえて、それで仕事もいいし、お金も裕福になるっていう感じで話をしていたので、あっ、そういうこともあるんだっていうふうにお聞きしました。

以上です。

議 長

ほかに何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、集約をします。

ご出席の皆さん全員にお伺いしますが、本件についてご了承いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

農業委員、推進委員の皆さんは、農業者年金の計画的な加入推進に格別なご配慮をお願いいたします。

次に、協議事項のオ、農業委員会だよりの配布方法についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会資料の23ページお願いいたします。

協議事項です。農業委員会だよりの配布方法についてお諮りするものです。趣旨ですけれども、農業委員会だよりの配布いただく先であるハイランドから、令和8年度以降の配送が困難であるという申出を受けまして、あづみ農協管内を含めた全市的な配布方法の見直しが必要になったことから、来年度意向の配布方法の方針案について協議するものです。

ここで現状のほうを認識しておいていただければと思うのですが、実はハイランド管内については、正組合員と准組合員に、農協との配送委託によって農協職員が配っているという事実があります。一方、あづみ農協の管内では、町会を通じて全戸配布をしているという経過がありまして、当時合併したときに、その形で町会に頼むものと、もしくはハイランドに頼むものというところが分かれたということで、農協管内が2つとも違って、配布方法が違っていると。一方で、ハイランドのほうでは、ちょっと配送手数料が見合わないの、行政の文書は農協のほうで配ることがよろしくないのではないかというハイランドの議論もありまして、来年度以降は配送を契約しないということになっております。

そういうような形の中と、あと町会連合会から、町会が配布する文書においては、全庁的な配布物の削減を要望されております。例えば、議会だより、公民館だより、あと福祉ひろばだよりとか、小中学校のお便りとか、そういったものをなるべく少なくしてくれという要望が市側に町会連合会から出ておりまして、全庁的にその削減をどうしていくかという検討に入っております。

そんなような背景の中、3の経過ですけれども、6年の10月7日、こちらについては、ハイランドのほうからそういう申出があったので、予算計上したんですけれども、やはり正組合員、准組合員の合算した人数で予算をやったんですけれども、前年度と同額の予算査定となったということになっております。

それを受けまして、今年度に入ってから、やはりハイランドではちょっと配送は困難ということで、農業委員会で臨時の役員会を開いたり、田中会長がハイランド役員と懇談をしていただいて、何とか今年度の部分については、令和6年度の予算で7年度も受けて、今年度限り、7月と12月の2回の配布はやりますということで了解をいただいております。

24ページ、次のページをおめくりください。

そのような中で、やはりうちのほうでも何回か折衝してきたのですけれども、やはりちょっと難しいというハイランドの営農部長さんとの話も受け

まして、地域づくり支援課との打ち合わせを経て、10月3日にもう一度農業委員会の役員会を開催し、今回協議事項としてさせていただいているものです。

4の配布方法の方針案ですけれども、(1)方針案、2つ黒ポツがありまして、1つの黒ポツ、令和8年度以降の配布方法は、全域、町会による隣組回覧としていきたいと考えています。

あわせて、黒ポツの2ですけれども、並行して地域づくりセンターへの配置や市の公式LINE、X、フェイスブックとか、市の広報、あと松本ケーブルテレビとか安曇野ケーブルテレビ、あとラジオ、ユーチューブ等によって、年2回発行している農業委員会だよりの情報発信をしていきたいと考えております。

(2)の理由については、ここに記載のとおりなのですが、なるべく農地全般の情報を一般に広く市民に広げていきたいと思っております。ただ、全戸配布となると、ちょっと町会の負担も大きくなりますし、もちろんこちら予算の関係もありますけれども、やはり広く知らしめていく中で、一方で、私たちはこういうものを見ないとか、興味がないという方も一定数はいる地域もあると思います。そういったことを考えると、町会による隣組回覧で、必ずその隣組回覧は次の人に回すものですから、必ず見る機会は絶対あると思うので、必ずこうやって見た中で、ああ、これ、ホームページに載っているのだからということ、ホームページのQRコード載っているの、そこにアクセスしていただいて、電子媒体で農業委員会だよりを見ていただく方法も広げていきたいと思っております。

先ほどと重複しますが、農業委員会だよりは、地域づくりセンターへの配置とか、県とか公的な機関に配布すると同時に、市の公式のSNS等を効果的に活用して、情報通信社会に沿った発信を行っていきたいと考えております。

今後の進め方、(2)ですけれども、今日この方法がお認めいただければ、町会連合会へ配布方法の検討結果を報告してまいりたいと思っております。

また、(4)ですけれども、この配布方法につきましては、部数が少し減るものですから、来年度の予算要求をそれに計上していきたいと思っております。

以上、配布方法について説明しました。ご協議いただければと思います。

議 長

配布方法は、私自身も紙のほうが良いと考えています。紙のほうが納得できるのですが、それぞれ役員の皆さんはじめ、事務局、関係部署の皆さんのそれぞれのお骨折りをいただいて、やはり広告が良いの、郵送が良いの、いろいろ考えたときに、費用の面、予算の面、それで何で議会の議会だよりが町会の皆さんに配って、農業委員会だよりは配らないかという点も、それぞれ大局的な中で、やはり無理だ。そういうこと自体も削減の対象になっているというようなもので、その辺で、我々がそこへ、町会の皆さんにお世話になって、全戸配布という方法が難しくなってしまったというこ

とで、それぞれ事務局等にそれぞれ我々と役員と一緒に考えたのがこういう方法です。

それぞれ皆さんの意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 無いようですので集約をします。
出席の全員に、本件については了承していただける場合の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は了承されました。
次に、報告事項のア、スマート農業に関するアンケート調査についてを議題といたします。
議会事務局から説明をお願いします。
中田補佐。

中田（議会事務局）次長補佐 ありがとうございます。

こんにちは。本日は貴重なお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

私、議会事務局の次長補佐を務めております中田と申します。本来であれば議会事務局の局長ないし次長のほうでお伺いすべきところですが、本日2人とも出張で、今日明日と、明日のお昼まで留守にしているのので、私のほうで失礼いたします。

資料のほうは25ページになります。よろしくをお願いします。

着座ですみません、説明をさせていただきます。

25ページ、スマート農業に関するアンケート調査の実施についてのご報告になります。

1番の趣旨でございますが、市議会において、認定農業者等を対象としたスマート農業に関するアンケート調査を実施させていただきますので、そのことについてご報告するものになります。

2番の経過でございますが、このスマート農業につきましては、平成31年、平成30年度の年明けになりますけれども、農業委員会さんのほうが議会に2年近く先立ちまして市長にスマート農業の推進をご提言いただいております。

議会のほうでは、それから1年半ほど遅れてになりますけれども、令和2年度に当時の経済地域委員会のほうでスマート農林業、林業を含めますけれども、そちらを調査研究を実施いたしまして、農業委員会さんともその際に意見交換を実施させていただいたところになります。

この結果、令和3年3月、年明けの3月19日に松本市農林業振興条例にスマート農林業を推進する旨の規定を追加する条例改正を議会のほうから

ご提案させていただいて、可決に至ったものです。

以降5年ほどがたちますけれども、この間、特に令和6年度のところになりますけれども、国のほうでは食料・農業・農村基本法の一部改正が行われまして、スマート農業の推進についての規定が追加されたり、この年の10月には、2行目のところになりますけれども、いわゆるスマート農業技術活用促進法が施行されまして、国のほうでは、このスマート農業について活発な立法活動がなされているところです。

令和8年、来年の4月1日には、議会のほうで農林業振興条例の改正の施行から5年が経過する見込みでございます。

3番で、松本市農林業振興条例を令和3年のときに改正した内容ですが、大きく2点ございます。

1点目が、(1) 条例のほうにスマート農林業の推進についての規定を追加させていただいたものになりまして、第9条の2の1項がその旨、第2項のほうには、農林業の多様性やスマート農林業の課題等を十分踏まえて、より効果的な施策を実施するというような条文を追加させていただいたものになります。

2点目としまして、附則に検討条項を設けさせていただいております。特に、2番のところなんですけれども、議会のほうで条例の改正施行後5年経過したときに、その条例の施行状況、条例の改正はよかったかどうかということについて検討を加えまして、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというような規定をこのときに追加させていただいたものになります。

4番の改正条例の施行状況検討についての取組ですけれども、(1)で、先ほど申したとおり、令和8年4月1日に条例の改正から5年が経過する見込みですので、令和8年度には議会がこの条例改正の施行状況の検討等を行うこととなっております。

次のページをお願いいたします。

一番上の(2)番になりますけれども、令和7年度中、今年度につきましては、来年度の準備といたしまして、議員の皆様研修会でのスマート農業についての研修を行ったり、また専門的知見、主は大学の先生ですけれども、を活用した調査の実施など、来年度における検討の準備に関する取組を今年度進めているところです。

その専門的知見を活用した調査というのが5番になりますが、今年度、この12月以降に実施する予定でございますけれども、(1)の調査事項ですが、松本市、スマート農業の推進施策を幾つか進めておりますので、その施策についての専門的調査になります。施策の効果の検証とか、松本市の地域特性や普及状況に合った施策が展開されているか等の検討になります。

調査をお願いするのは、専門的な知見をお持ちになる方ということで、神戸の大学になるんですけれども、私立の関西学院大学の法学部の小川先生という方をお願いするもので、(3)の方法等の1行目の右側、「なお」のところにあります。この調査に先立って、農業現場の声の把握や、小

川先生にお願いする実証分析の手法を用いた施策の効果検証のため、認定農業者の方々等にアンケート調査をお願いしたいものになります。

具体的なアンケート調査の方法が6番になりますけれども、調査期間は来月、11月でお願いするもので、調査者が、市議会のほうで調査を実施するものになります。

(3)の対象者になりますが、そのすぐ下の米印にありますけれども、松本市が展開しておりますスマート農業推進事業補助金の主な対象者である認定農業者の方々、また潜在的な対象者になる方々の認定農業者に類する農業者の方々、700事業者を見込んでおります。

(4)の実施概要図になりますけれども、松本市議会では、その認定農業者の方々のお名前やご住所を当然把握しておりませんので、アンケート自体は市議会のほうで作成し、市議会のほうで、先ほどの関西学院大学の小川教授の監修をいただいて市議会のほうで作成し、市の農政課を通じて認定農業者の方々にアンケートを送っていただきます。アンケート自体は無記名で、認定農業者等の方々から市議会に回答をいただくものになっております。その回答の結果、集計結果を小川教授のほうに統計的に分析をしていただくというようなものになります。

(5)番の具体的な実施方法でございますが、アで11月上旬、来週の11月5日頃を見込んでおりますけれども、産業振興部の農政課のほうからアンケートの対象者の方々にアンケートを郵送をさせていただきます。

イでございますが、回答は、郵送でそのまま、切手不要な返信用封筒を同封いたしますので、そちらのほうで回答をいただくか、あとオンラインでも回答できるようにいたしますので、そちらのオンラインで回答いただくか、いずれかやりやすいほうをご選択いただけるようにいたします。

ウで、11月末までの回答をお願いするものになります。

具体的なアンケートですけれども、本日、すみません、当日の資料ということで、別冊でスマート農業に関するアンケートの調査回答票、冊子になっております。こちらのほうと、ペラ1枚になりますけれども、議長等で認定農業者等の皆様へということで、ご協力をお願いということで、お手元にペラ1枚とアンケートの調査回答票の冊子のほうをお配りさせていただいております。

アンケートの冊子のほうの調査回答票のほうをご覧ください。

アンケートのほうなんですけれども、ページをおめくりいただきますと、2ページから13ページで、12ページに及ぶもので、かなりのボリュームがあるものでございます。

アンケートの回答は、任意回答でございますが、任意で回答していただく場合でも、回答にかなりのご負担をおかけすることになってしまうかと存じます。

私もちょっと周りの農業者の方に実際にやってみてくださいということで、やってみていただいたんですが、1時間弱はかかるんじゃないのかなというふうなお答えというか、をいただいております。

そうしたところではございますけれども、ペラ1枚のすみません、議長か

らの依頼文のほうをすみません、ご覧ください。

柱書きのところにございますが、一番最後の段落、「つきましては」の段落になります。そちら、2行目になりますが、今ご説明したとおり、認定農業者等郵送させていただいた、回答いただく皆さんには、回答のご負担をおかけすることになるかと存じますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げますということで、その前の段落をご覧くださいまして、すみません、ちょっと飛び飛びで申し訳ございません。本案の調査を通じまして、農業現場の状況を客観的に把握したり、皆様から貴重なご意見をいただくことができれば、松本市のこの施策の、スマート農業を中心とした施策の適切な検討が可能になりまして、ひいては松本市の農林業を守ることに繋がると自分は思っておりますので、ぜひ皆様にご協力をいただきたいものになります。

資料飛び飛びで申し訳ございませんが、本日の資料の先ほどの26ページのほうにお戻りください。

すみません、26ページの最後の7番でございます。本日農業委員会のほうにご説明、ご報告に伺った趣旨でございますけれども、農業委員の皆様へのお願いといたしまして、こちら、先ほど申しましたけれども、スマート農業に関する農業現場の声を把握し、関連施策の適切な効果検証に重要な意味を持つアンケートになりますので、調査への協力周知をお願いするものでございますが、積極的に協力周知をやってくださいという趣旨ではなくて、すみません。周りの方からこういうものが郵送されて来たけれども、どうすればいいかというような、もし仮にお問合せをいただいた場合は、できれば協力、松本市の施策の適正な評価につながるものですので、何とか協力していただけるとありがたいというか、協力を促していただければと存じます。

また、農業委員会等に関する法律の条文で、農業委員の皆さんは、半数以上が認定農業者であるかと理解しております。ここにいらっしゃる農業委員の皆様もこのアンケート送付されますので、ぜひ、ちょっとご負担も多いかと存じますけれども、先ほど申しました松本市の施策の適正な評価のために必要ですので、ご協力いただければと存じます。

説明は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局の中田さんから説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方はお願いします。

上條さん。

上條農業委員

スマート農業に関するアンケートの調査回答票っていうのあるね。その3ページの問12なんだけれども、ここに稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹、その他耕種って、こう書いてあるよね。それで、私、これ、どっかで見たことあるんだけれども、ここに花が分類されていないんだよね。

それで、これ、このアンケートやったときに、議会の人たちが、これ、最後ハウスで全部まとまっちゃうじゃん。野菜は小さいハウスでも作っているし、これ、分けないと、花であるハウスっていうふうにしてくれないと、これ、果樹もそうだけれども、結局議会の人たち理解できないと思うよ、現状を。どこにどのように集中的に今後スマート農業っていうのが行われていくかっていうことがね。こんな調査の仕方では。それ、ちょっと心配になったの。

我々のところじゃ済んでいて、おとといかさきおとといの究極のスマート農業の結果というのが隣の山梨県のキュウリで農業新聞に載っていたよね。2作で58トンっていうやつが。もう全部そこに細かく、スマート農業をやったら、キュウリで施設をやって、軒高7メートルのオランダ型のハウスだと思うけれども、そこでやったら、こういうふうになりますっていうの、もう山梨県じゃもう発表して、みんなにその情報を公開して、全国でもこれを活用してほしいって出しているだよね。

だから、ああいうのを見た人が、自分のところのハウスが該当するかっていうことなんだよね。それでないと、スマート農業を幾らやるやるって言うってみても、稲作はいいだよ、上から見るとね。でも、施設になってくると、分類をしないと分からない。多分議会の人たちは分からない。それ、ちょっと心配になりました。

以上です。

議長 いいですね。要望というか、どっちにしろその教授がつくった設問だと思うもんで、その辺もアドバイスとしてやる。

上條農業委員 その他耕種ってなっているもんで、どうやって分けるのっていうことを言いたいんだよ。

議長 いいですか、それ。
中田さん。

中田（議会事務局）次長補佐 ご指摘ありがとうございます。

今、会長のほうでちょっとお話しいただいたのに関連いたしますが、こちら、先ほどの説明させていただいた小川教授のほうで、これまでの、ちょっと長野県とか松本市はこういう研究少ないんですけれども、先進地である富山県等では、こういう調査と、あと学識経験者による研究が大分進んでいるようです。

今回お願いします小川先生のほうで、その先行する研究と比較ができるように、こちらのアンケートの質問事項のほうは、小川先生のほうで監修をいただいて、既に作成していただいたものになります。

したがって、アンケート調査はちょっとこのままさせていただいて、特に松本市西部地域、先ほどお話がありました花卉、栽培が盛んでありますけれども、そちらのほうは、もしお問合せがあれば、⑥のその他耕種と

いうところでお答えいただく形になります。

それで、今おっしゃった、例えばこれ、つくっていただいたのは小川先生なんですけれども、そういう、小川先生だけじゃなくて、お話がありました議会のほう、議員のほうでも、松本の農業の耕種の種類の種類が実際どこかところかっていうこと認識が足りないんじゃないかというご意見いただきましたけれども、まさしくそういうお声を今回アンケートでいただきたいところになります。

すみません、アンケート調査の調査回答票の13ページのほうをご覧ください。

13ページに問52と53、ご自由にご要望やご意見を記載するところになりまして、今回ですね、こちら、問52までは小川教授の監修の下、市として作成させていただいているところなんですけれども、議員のほうでもこのアンケート調査を確認した際に、問53の中で、スマート農業だけではなくて、やはり松本市の農業現場のいろいろな課題をしっかりとこれを機に把握すべきではないかっていうような、議会のほうではそういう今回ご議論がありました。

そういうことでございまして、先ほどいただいたご意見と、もしございまして、こちらの問53のほうに、例えば今回のこのアンケートを見ると、先ほどおっしゃった花卉の分類がないとか、そういうところがやっぱり認識が不足しているんじゃないかっていうご趣旨のもしご意見をこういうところに記載をしていただければ、本当にまさしく今回アンケートで把握したい、議会として把握させていただきたい貴重なご意見になりますので、この問53のところぜひそういうご意見をお寄せいただければと存じます。

議 長

やはり我々も、農業委員会としても、やっぱり議会とも少し会話しなきゃいけないと思うだよね。その辺も、今、事務局を含めた中でちょっと考えていますので、そういう切り口が1つと、やはりスマート農業って、あれ、日進月歩じゃない、秒でどんどん進んでいるもので、条例つくって、皆さんに勧めて、補助金出すっていうような、そういうこれ自体がね、スマート農業とかAIとか、そういうのになじむかどうかすら疑問があるんですね。それはまた違った切り口で、また皆さんのお知恵を拝借しながら、また提案されたり、コンタクト取らなきゃいけないという気もしますが、これはこれとしてお願いしたいということです。

質問、意見。

倉科さん。

倉科農業委員

すみません、先ほど上條委員言っていたので、まさにそこに尽きるんですけれども、この13、14、12から始まった14までの設問は答えられませんね、全くこんなんでは。法学部の先生が何できるかなと思ったけれども、やっぱりその程度かなと思います。

11月5日に出すんじゃないで、もっとしっかり精査をして、農政課に相

談に行けばいいじゃないですか。分かります。市の職員だって分かります。田んぼ、畑で、例えばうちでいけば、麦も作っています。大豆も作っています。野菜も作っています。何品目もあります。書けないよ、こんなの。よく考えていただきたいです。

議 長

意見として、どっちにしろここであれです。

そういう今、お二方のご意見もそういうことで伺って、何しろどういうこれ、結果の結びつくっていうね、意見とかそういうアンケートはいいんだけど、それ、どういうふうに生かすかというところも大事だなというふうに思いますので、また中田さん、そういうことであります。

ほかに。

河西さん。

河西農業委員

細かいところで、すみません、多分誤字だと思うんですけども、問49、問50、問51、「あなたの営農地区においは」って書いてあるけれども、これ、「おいて」だと思うんですけども、修正したほうがよろしいかと思えます。

問49、問50、問51の冒頭、全ての冒頭、「あなたの営農地区においは」っていうところの表現、ほかのところは全部「おいて」になっていますので、ちょっと細かいところで申し訳ですが、取組自体は非常にいい取組だと思います。

議 長

そういう指摘ということで、分かっていたいております。

よろしいですか。こういうことでやるということですので、ご承知おきをお願いしたいと思えます。

議 長

続きまして、主要会務報告、お願いします。

草田係長

総会資料27ページをお願いします。

1番の主要会務報告です。

10月1日、新規採用職員入所式に会長に出席をしていただきました。

3日、令和7年度松本市農業施策に関する意見書を市長に提出しました。意見書提出後、役員会を行いました。

6日、長野県19市農業委員会協議会会長・事務局長合同会議に会長が出席をしました。

22日、農地転用現地調査に柳澤委員と武井委員に対応をしていただきました。

24日、松塩筑安曇農業委員会協議会市村農業委員会会長会議に会長が出席をしました。

28日、北信越ブロック女性農業委員研修会に二村委員に出席をしていただきました。

30日、本日ですが、10月の定例総会です。

次のページをお願いいたします。

11月3日、まつもと市民祭表彰式典に会長に出席をしていただきます。

4日、長野県農業委員会女性協議会松本支部視察研修に二村委員、山田委員、村山委員、原推進委員が出席します。

7日、令和7年度松本市農業施策に関する意見書 市長との懇談会があります。農業委員、推進委員皆様の出席をお願いします。

出席報告書をお配りしていますので、本日中の提出をお願いします。

また、懇談会終了後、5時半から松本ホテル花月で懇親会があります。そちらにつきましても、積極的な参加をお願いします。

19日、長野県農業委員会大会がキッセイ文化ホールで行われます。こちらにつきましても、農業委員、推進委員の皆様の出席をお願いします。現地集合、現地解散となります。

座席についてですが、本日キッセイ文化ホールの座席表をお配りしてあります。当日は1階席になります。四角で囲った辺りに席を確保しておきますので、こちらまでお越しくください。大会資料は、あらかじめ席の近くまたは座席の上に置いておきます。よろしくをお願いいたします。

また、当日は農業委員等功績者表彰が行われて、12年以上在籍されている田中会長、上條委員、あと前委員の河野さんが表彰される予定となっています。

21日、農地転用現地調査は久保委員と松田委員です。よろしく申し上げます。

27日、県選出国會議員への要請活動と全国農業委員会会長代表者集會に会長が出席をします。

28日に11月の定例總會になります。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
 事務局から説明がありました。
 この件について何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりご承知おきを願います。
 以上で報告事項は終了しました。
 続きまして、その他に入ります。
 中川会長代理から情報提供があります。

中川農業委員 最後に、お疲れのところ、ちょっとお時間いただきます。
 今日の資料の中で唯一カラーのチラシ、これをちょっとお出しください。
 「シカの被害対策を考えるシンポジウム」、これ、チラシをお願いします。
 西山が猿でしたら、東山は鹿です。もうぼこぼこです。そのぼこぼこじゃ
 いけないよねっていうことで、里山辺では2年ぐらい前かな。農業者、そ

れから農業団体、それから農政課、それから町会長、連合町会長、こういった関係の人が集まって、1年に4回あるいは5回、里山辺有害獣対策連絡協議会というのをやっています。

これの協議会の論点は大きく2つありまして、1つは、今ある鹿柵、防護柵をどうしていくか、どうやって管理していくかということの情報共有ですね。2つ目は、これは農業者だけの問題じゃないですよ。これも意見書の内容そのものです。農業者だけではなくて、もっと広く地域の人も全体の問題として考えなくちゃいけないようね。そのためにはどうしようということ、ずっと議論をしてきました。

このたび、この12月14日なんですが、主催は里山辺の地域づくりセンターです。が主催となって、こういうシンポジウムをやります。前半は専門家の講演ですよ。後半の第2部がパネルディスカッションということで、これ、よく見たら、産業振興部の長谷川部長もパネリストとしてこの中に入っています。

このチラシをですね、実はこれ、たくさん印刷して、東山部の町会に回すそうです。四賀、それから本郷、山辺、それから中山、寿、内田の町会に回覧をするということなんですが、ご参加いただくのは、東山部に特に限りませんよということで、東山部でないところの方々もご参加というか、話を聞きに来てくださいということのご案内でございます。お誘いいただいて、ぜひ当日ご来場いただければということで、ご案内させていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

山戸（松本農業農村支援センター）主査 皆様、お世話になっております。松本農業農村支援センター山戸です。

本日もこちらの別冊の10月松本市農業委員会定例総会資料というものを閲覧いただきたいと思います。

着座にて失礼いたします。

まず、毎回行っている2025年の主要農作物の気象と生育概要というところなんですけれども、2ページから4ページになります。

気象に関しては、10月は暖かい空気に覆われて気温は高め、日照時間は晴天日が少ない見込みというふうに気象庁で出ているところです。

各作物について簡単に説明させていただくんですけども、水稻は収穫が終了しまして、収量は平年並みと言われていています。ただ、一等米比率が、これ、9月30日現在ということなんですけれども、96%という数字が今出ているところです。ここからまたちょっと数字変わってくるかと思うんですけども、現状この数字ということなんです。

大麦に関しては、もう播種そろそろ始まっているかと思うんですけども、適期播種を心がけていただければと思います。

果樹に関しては、リンゴのふじで果面のさびですとか、果点の荒れを起点とする胴部の裂果というものが見られ始めているところです。

野菜に関しては、ネギで、干ばつの影響でちょっと細いものが多く、出荷も少なめとなっている傾向があります。

花卉に関しては、高温の影響を受けておまして、草丈が短く、害虫の発生とかもまだ多い状態となっておりますので、注意が必要となっております。

次に、2つ目なんですけれども、昨年開催していたところなんですけれども、県の技術課主催となりますカイゼン手法活用推進研修会というものが12月9日、5から7ページなんですけれども、に開催されます。塩尻の総合教育センターになります。

昨年に関しては、支援センター独自のカイゼン研修会というものを開かせていただいて、参加いただいた方々も多くいらっしゃったんですけれども、今年に関しては、県の技術課主催のトヨタ式のカイゼン手法の研修会というものを、またトヨタの講師を招いて実施することとなっております。

今年に関しては、仕事の教え方ですかね。従業員の方ですとか、どういふふうに教えれば効率がいいのか、伝わるのかということを中心に学べる内容となっておりますので、ぜひとも申込みいただければと思います。

次に、3つ目に関してですが、8ページになります。

シーズン初の高病原性インフルエンザが北海道で発生したというような情報が10月22日入ってきているところです。過去2番目に早い発生となっております。今シーズンも全国的な流行というものが予想されますので、飼養衛生管理状況ですとかの点検を最低限注意していただくとともに、何か異変がありましたら、家畜保健衛生所のほうに情報提供をよろしく願います。

次に、4つ目なんですけれども、9ページになります。

令和7年度長野県農業法人等就業フェアというものが開催されます。1月17日にJA長野県ビルにて行われまして、人材を募集する農業法人さん、農家が出展して、就農希望者と対面で相談できる場となっております。参加無料で、予約も不要ですので、ただ、申込みが11月の、予約不要は参加者かな。出展の申込みに関しては、11月14日になっておりますので、担い手確保をご検討の方は、ぜひご出展いただければと思っていますところ

です。ちょっとこちらに書いてないんですけれども、また次回の農業委員会でもお知らせしようと思っているんですが、1月7日に支援センター主催で環境にやさしい農業者の情報交換会というものを予定しております。もし興味があるような方がいましたら、ちょっと締切りが12月5日を予定しているところなので、次の農業委員会で報告すると、ちょっとぎりぎりになっちゃうかなというところがあるので、そういう興味がある方いましたら、また支援センターのほうにお声がけいただければと思います。

報告に関しては以上なんですけれども、前回の質問事項に関して、皆様にもメールでお返しさせていただいたところなんですけれども、一応ちょっと

もう一回ここで説明いただきたいということで事務局のほうから言われましたので、ちょっと口頭と、ヘアリーベッチの水田の資料かな。そちら配らせていただいているかと思うので、ちょっと簡単に説明させていただこうと思います。

その資料にはちょっと載ってないんですけども、レンゲの種子についてのご質問があったかと思えます。種苗メーカーの方等に問合せをさせていただいたんですけども、現在、大きな種苗メーカーで取り扱っているのは、やはり中国製の種子で、もう海外採取が基本になっていることなので、大変お話が出ていたんですけども、レンゲの種子を国内産ですかね、国産、国内で採取されたものを求めようとする、やはり養蜂業者さんですかそういうところとコンタクトを取って、ちょっと高めのものを買うというような手法しかちょっと難しいかなというような情報を得ているところですよ。

もう一つの水田でのヘアリーベッチの利用方法についてというようなお話もあったかと思うんですけども、そちら、つけさせていただいた資料をちょっと簡単になんですけども、説明させていただきます。

今、種苗メーカーさんに聞いたんですけども、レンゲよりもかなりヘアリーベッチを使った水田での緑肥というものが多くなってきているというような傾向です。

17ページの栽培歴といいますか、そこを見ていただくのが一番参考になるかなと思うんですけども、一番上の図1の寒冷地、高冷地向けというところになってくるんですけども、長野県でやろうと思えば、9月、収穫終わった後じゃないな。播種なんですけれども、播種は2つの方法ありまして、刈取り前の立毛下の播種というものもありまして、まだ稲が収穫する前に上のほうからもう散布、ドローンですとかですって、それでも収穫作業に入って、その後勝手に生えてくるので、それで水田の裏作として発芽させて、生育させて、その後、春にすき込むというような方法が1個あります。

もう一つは、普通に水田刈り取った後、荒く起こした後、播種するという形でもって出てくるということで言われているところですよ。

他県なんですけれども、千葉県で無施肥の圃場で9割ですとか、通常よりも多い109%の増加したとかってというような情報もありまして、かなり窒素の供給源としては使えるってというようなデータが出ているところということです。

簡単ですが、ちょっとこれくらいの説明にさせていただいて、またちょっと見ていただいて、質問事項等ありましたら、支援センターのほうにご連絡いただければと思います。

議長

ありがとうございました。

そういうことで、何かありましたら、また支援センターのほうへコンタクトを取っていただければと思います。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

係長。

草田係長

議案書に同封しました雇用就農資金事業についてのご説明をします。

こちらは、全国農業会議所が行っているもので、農業の担い手を育成するための支援制度になっています。

これまで6月にも話題をしましたが、第3回の募集期間が令和7年10月21日から11月25日となっております。制度の活用や不明点等ありましたら、長野県農業会議にお問合せをいただきたいと思えます。

続いて、農業リーダーズサミット2025と育成就労関係省令等の概要とカンボジア人材の魅力の紹介ということで、2つご案内があります。

まず1つ目の農業リーダーズサミットです。こちらは11月27日に東京の文京シビックホールで開催される講演会で、地域農業の在り方や女性登用の意義についての講演が行われます。参加の申込みについては、各自で行っていただきますが、旅費の関係もありますので、参加申込みをされた場合には、事務局までご連絡をください。

次に、2つ目は、オンラインセミナーのものになっています。育成就労関係省令等の概要とカンボジア人材の魅力の紹介ということで、外国人材を受け入れている、または受入れを検討している農業者や市町村担当者を対象に、育成就労法に関する省令等の概要やカンボジア人材の魅力などが紹介されます。こちらは事務局への連絡は不要です。参加を希望される方は、各自で直接お申込みをいただくものになります。

以上、2つ講演とセミナーのご案内をいたしました。

もう一つ、地域計画のアンケート実施についてです。

先月の総会で地域計画のアンケートの実施時期についてご質問がありました。その後、農政課の担当に確認しましたら、アンケートは12月に実施予定ということです。

11月に業者との打合せを通じて内容を詰めて、11月末の定例総会に資料を提出する予定と伺っています。その前にも役員会でお話をさせていただく予定です。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他全体を通じまして皆さんのほうから何かありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 6 番 _____

議事録署名人 7 番 _____